



# 大阪総合行政相談所



## 大丸 大阪・心斎橋店 南館8階

1階北出入口（フラワーショップ）奥のエレベーターでお越しください。

<最寄駅：大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅>

無料相談

### 【重要なお知らせ】

大阪総合行政相談所は、令和8年2月28日で終了いたします。

相談テーマ	主な相談の内容	担当機関
行政相談	○ 役所の仕事（国の仕事、阪神高速道路株など特殊法人や独立行政法人の仕事・府・市町村の仕事で法定受託事務に該当するもの・補助を受けているもの）、役所の事務手続や行政サービスに関する相談	○近畿管区行政評価局
電気通信相談	○ 電気通信事業に関する相談 ○ テレビ・ラジオの受信障害に関する相談 ○ インターネットの有害サイトや迷惑メールを防ぐ方法などの相談	○近畿総合通信局
多重債務相談 〔要予約〕	○ 返済が困難な借入れ・ローンなど借金に関する相談	○近畿財務局
産業医による労働者のための健康相談	○ 産業医による生活習慣病の予防方法等に関する相談	○大阪中央地産業保健センター
法律相談〔要予約〕	○ 離婚、遺言・相続、交通事故、借金・債務整理、不当解雇、消費者問題等に関する一般的な法律相談	○大阪弁護士会
司法書士相談	○ 相続、不動産登記、商業登記、簡易裁判所訴訟手続、後見制度、裁判所等に提出する書類、司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に属する相談等	○大阪司法書士会
民事調停手続に関する相談	○ 土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人や職場のトラブルなどの民事調停手続の利用に関する相談	○大阪民事調停協会
不動産の売買・賃貸に関する相談	○ 不動産の取引等に関する相談（契約の事前説明、宅地建物の売買・賃貸契約、契約解除、手付金保全、重要事項説明、宅建業法一般）	○大阪府宅地建物取引業協会
税金相談	令和8年2月の日曜特別相談（内容は見開き参照）	○近畿税理士会
年金・社会保険相談	○ 国民年金保険料の支払い、国民年金・厚生年金の給付に関する相談 ○ 年金・健康保険の手続に関する相談	○大阪府社会保険労務士会
行政書士による各種手続相談	○ 遺言・相続、成年後見、その他各種の手続に関する相談	○大阪府行政書士会
男女共同参画相談	○ セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、その他家庭内での悩みごとの相談	○男女共同参画担当行政相談委員

— 相談テーマごとの詳しい日程は見開きを御覧ください —

予約不要(法律相談等除く)・相談無料 お気軽になんでも御相談ください

電話：(06) 6241-5111 [直通]

令和8年2月

◆ 大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

開設日	相談内容	相談時間
毎日※1	行政一般なんでも相談	10:30~18:00 ※2

※1 毎日開催（年末年始及び大丸休業日を除く。）

※2 大丸心斎橋店南館は11時開店です。10時30分～11時の間は、電話のみの対応になります。

12時～13時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。

相談時間は一組30分まで。

※ 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当（電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110）でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律・多重債務相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専門相談	受付時間
3 火	民事調停手続に関する相談	13:00~16:30
4 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
5 木	電気通信相談	13:15~15:30
6 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00~15:30
7 土	法律相談【要予約、対面のみ】	13:00~16:20
8 日	2月の日曜特別相談（下欄をご覧ください） 税金に関する相談	13:00~16:30
10 火	行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00~16:30
12 木	多重債務相談【要予約】	2月8日まで予約受付
14 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
16 月	司法書士相談	13:00~16:30
18 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00~15:30
26 木	不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00~16:30
27 金	年金・社会保険相談	13:00~16:30

【お知らせ】

※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。

※ 法律相談、多重債務相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（電話：06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。

※ 法律相談は、多くの方に御利用いただくため、一組合計2回（令和7年4月～令和8年2月の間）までの利用となります（同日は不可）。

※ 相談時間は「多重債務相談」以外はすべて一組30分まで。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111



近畿管区行政評価局  
ホームページ

★ 令和8年2月8日の日曜特別相談は……

税金に関する相談（担当：近畿税理士会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際に御利用ください。

☆ 相続税、贈与税や住宅等不動産売買時の税金の相談

年金、退職金、パート収入、ネット販売と税金に関する相談

お知らせ

- ・大阪総合行政相談所は、  
令和8年2月28日で終了します。
- ・堺すいよう行政相談所  
(元高島屋堺店にて開催) は、  
令和7年12月24日に終了しました。

今後、国の行政に関する相談は、  
近畿管区行政評価局 行政相談担当まで  
御連絡ください。

電話：06-6942-1100

ナビダイヤル：0570-090-110

受付時間 9:00～16:45（土・日・祝日を除く）  
(受付時間外及び年末年始は、留守番電話での受付)

このほか、対面やメール等でも受け付けています。



くお問い合わせ先>

総務省 近畿管区行政評価局

所在地

〒540-8533

大阪市中央区大手前3丁目1番41号

大手前合同庁舎 11階

電話：06-6942-1100



近畿管区行政評価局  
ホームページ

## 行政なんでも相談所（一日合同行政相談所）の開設

総務省では、行政相談を知って、利用していただくため、  
**9月、10月を行政相談月間**とし、重点的に相談・広報活動を実施しています。

近畿管区行政評価局では、行政相談月間の主要行事として、国、府、市、町の行政機関のほか、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士などの専門家が参加する「行政なんでも相談所」（一日合同行政相談所）を開設しています。

行政なんでも相談所は、  
一日で様々な専門家に相談ができます。  
くらしの「悩みごと」や「困りごと」  
を相談してみませんか？  
相談無料、秘密厳守です。



スケジュール（予定）は以下のとおりです。

（開催月及び開催地）

6月：高槻市

9月：枚方市

10月：大阪市、高槻市、東大阪市

11月：堺市

各相談所の開催日及び開催場所等の詳細については、随時、当局ホームページに掲載します。

＜お問い合わせ先＞

総務省 近畿管区行政評価局

所在地

〒540-8533

大阪市中央区大手前3丁目1番41号

大手前合同庁舎 11階

電話（行政相談課）

06-6941-8358



近畿管区行政評価局ホームページ